

B 福祉系高校ルートの見直し

教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。

(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

経過措置

教育内容の充実が困難な福祉系高校については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行の1,190時間程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する。

